

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年2月19日

月曜日

第4316号

目次

告示

○収去飼料の試験結果の公表	1
○自転車及び歩行者専用道路の指定	4
○道路の区域決定	
○道路の区域変更	5
○道路の供用開始	
○道路と護岸との兼用工作物の管理	6

公告

○公共測量の実施	8
----------	---

告示

富山県告示第68号

収去飼料の試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成29年11月及び12月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年2月19日

富山県知事 石井 隆 一

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び 法人番号	飼料又は飼料添 加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
北信産業(株) 2100001003106 長野県長野市	東部家畜保健衛生 所管内牛飼養農家	牛用混合飼料	セサミヘルスフィード	H29.11	かび毒ーアフラトキシン B ₁ 、 ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	
沼田製粉(株)飼料工場 9230001009067 富山県小矢部市	同左	ふすま	特撰 ふすま	H29.11	動物性飼料ー肉骨粉	
北信産業(株) 2100001003106 長野県長野市	東部家畜保健衛生 所管内牛飼養農家	牛用混合飼料	セサミ育成用前期	H29.10	かび毒ーアフラトキシン B ₁ 、 ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	
沼田製粉(株)飼料工場 9230001009067 富山県小矢部市	同左	ふすま	ブラン フィード DN85	H29.11	動物性飼料ー肉骨粉	

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
日本農産工業(株) 知多工場 6020001015642 愛知県知多市	富山飼料畜産(有) (保管倉庫) 黒部市 2230002008982	ノーサン印 子豚育成用配合飼料 ウイニー子豚マッシュユ	H29.12	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、 りん、粗繊維、粗灰分	

富山県告示第69号

自転車及び歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車及び歩行者専用道路を次のとおり指定するので、同条第5項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センターにおいて2月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 路線名 県道 富山朝日自転車道線
- 2 指定区間 滑川市高塚字外松木割2975番から
滑川市荒俣51番2まで
- 3 指定期日 平成30年2月19日

富山県告示第70号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山朝日自転車道 線	滑川市高塚字外松木割2975番から 滑川市荒俣 324番3まで	最大 4.1 最小 3.0	1094.0	新川土木 センター

富山県告示第71号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山朝日自転車道線	滑川市荒俣 324番2から 滑川市荒俣51番2まで	変更前	A	最大 4.7 最小 3.4	462.1	新川土木 センター
	滑川市荒俣 324番2から 滑川市荒俣51番2まで	変更後	A	最大 4.7 最小 3.4	462.1	
	滑川市荒俣 324番3から 滑川市荒俣51番2まで	変更後	B	最大 13.0 最小 2.7	458.3	
県道 三箇吉島線	魚津市吉島字高セキ1344番 2から 魚津市吉島字高セキ1342番 8まで	変更前		最大 8.4 最小 8.2	46.0	新川土木 センター
	魚津市吉島字高セキ1344番 10から 魚津市吉島字高セキ1342番 12まで	変更後		最大 12.3 最小 8.4	46.0	

富山県告示第72号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月19日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山朝日自転車 道線	滑川市高塚字外松木割2975番から 滑川市荒俣51番2まで	平成30年3月20日	新川土木 センター
県道 三箇吉島線	魚津市吉島字高セキ1344番10から 魚津市吉島字高セキ1342番12まで	平成30年2月19日	新川土木 センター

富山県告示第73号

道路と護岸との兼用工作物の管理について

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により次のとおり道路と護岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 道路の種類及び路線名

県道 富山朝日自転車道線

2 道路の位置

滑川市荒俣地先

3 他の工作物の管理を行う者の氏名及び住所

氏名 海岸管理者 富山県知事

住所 富山市新総曲輪1番7号

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

5 管理の期間

平成30年2月19日から当該施設の存続する日まで

富山県告示第74号

道路と護岸との兼用工作物の管理について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1 項の規定により次のとおり道路と護岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 6 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

平成30年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 道路の種類及び路線名

県道 富山朝日自転車道線

2 道路の位置

滑川市高塚地先から滑川市荒俣地先まで

3 他の工作物の管理を行う者の氏名及び住所

氏名 海岸管理者 富山県知事

住所 富山市新総曲輪 1 番 7 号

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

5 管理の期間

平成30年2月19日から当該施設の存続する日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成30年 2 月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

座標補正

2 作業期間

平成30年 2 月 5 日から平成30年 3 月31日まで

3 作業地域

魚津市（一部）、黒部市（一部）、入善町（一部）、朝日町（一部）